

令和元年 第13回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

令和元年 第13回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び閉会日時	開 会 令和元年12月20日(金) 午後 1 時 30 分 閉 会 令和元年12月20日(金) 午後 2 時 00 分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	11	上 川 洋 一	出席
	2	高 野 孝 志	出席	12	北 井 清 春	欠席
	3	森 孝 之	出席	13	石 田 吉 光	欠席
	4	高 橋 正 志	出席	14	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	15	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	出席	16	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	17	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	18	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	19	浦 口 義 之	出席
10	熊 原 正 雄	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	1 番 菊 池 利 昌 委員			19 番 浦 口 義 之 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					報告承認
第 3	報告第2号 農地あっせんについて					全件報告承認
第 4	追加 議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について					確認済
第 5	議案第1号 農用地利用集積計画の作成の要請について					全件原案可決
第 6	議案第2号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について					原案可決
第 7	議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供について					原案可決

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から令和元年第 13 回共和町農業委員会総会を開催致します。

12 番 北井委員、13 番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 18 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

招集告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第 14 条第 2 項の規定により、1 番 菊池委員、19 番 浦口委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○農地係長

今月の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

農地所有適格法人の 5 つの要件であります。形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件を全て満たしていなければなりません。今回報告のあった 1 法人は、全ての要件を満たしていると考えます。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○農地係長

今回のあっせん報告は 2 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第4 追加議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

- 議長 次に、日程第4 追加議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 農地係長 今回の合意解約通知は1件です。
(追加議案第4号、議案書を朗読)
補足であります、今回の合意解約は、後ほど議案第1号で審議をいただく、基盤強化法での新規の賃貸借案件によるものでございます。通知の内容は、農地法第18条の規定に基づき、引渡期限前6カ月以内に合意解約されておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
合意解約の成立について異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、合意解約が成立していることを確認致しました。

◎日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 農地係長 今回は売買3件、貸借1件の計4件です。
(議案第1号、議案書を朗読)
計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第6 議案第2号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について

- 議長 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 農地係長 (議案第2号、議案書を朗読)

この下限面積は、以前、都道府県知事が定めておりましたが、平成21年の農地法改正で特例として基準を満たす場合には、地域の実情に応じ、農業委員会の判断において、下限面積を引き下げ、別段面積を設定できることとなり、平成22年の国の通達によって、農業委員会は毎年下限面積の修正、または別段面積の設定、修正を審議することになったため、総会の決定を求めるものでございます。ここで、下限面積並びに別段面積について確認したいと思いますので、別添資料をご覧ください。農地法第3条第2項第5号では、農地を取得する際の要件の一つとして、取得後の経営面積が都府県は50a、北海道は2haに達しない場合、許可できないとする下限面積要件がございます。取得後の経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が継続して、効率的かつ安定的に行われないことが想定されるため、この下限面積要件が定められてございます。次に北海道内における別段面積の設定状況であります。道内の約4分の1にあたる、45市町村で設定されております。後志管内では、新規就農の促進などの理由で、14市町村で別段面積を設定しております。また、資料の左下に記載されておりますが、下限面積適用の例外として、草花等の栽培で集約的に行われるもので、トマトやイチゴなどを連作して年に複数回収穫する場合などが該当しますが、本町のスイカやメロンのハウス栽培は、下限面積適用の例外に該当しないと北海道農業会議から伺ってございます。別段面積の設定の可否の判断であります。一つ目の基準として、経営地が2ha未満の農業者がおおむね40%以上いるのか否かになります。2015年の農業センサスの統計数値を基に計算した場合、本町の2ha未満の販売農家戸数は、全349戸中、23戸となっており、全体の約7%にあたります。よって、2ha未満の農業者が40%以下のため、この基準には該当しません。二つ目の基準ですが、新規就農の促進の必要性があるのかないかでございまして。設定区域内に、遊休農地または遊休農地になりそうな農地が相当程度あること、2ha未満の別段面積を設定することで地域の農地利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと、この両方に該当する場合は、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できるとされており、この基準を根拠に本町においても、別段面積を設定できる状況にはございます。この下限面積並びに別段面積について、今週月曜日、16日の会長、代理、農政農地正副部会長会議、いわゆる五役会議で協議を致しました。下限面積や別段面積は、あくまでも農地法第3条において、農地を取得する際の基準でありまして、本町は水田が主体の町で、営農の採算面などを考慮して、法改正後から今までの間、別段面積を設定せず、下限面積を2haとしてございます。なお、青年の新規参入については、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金といった支援制度があり、これらを活用するため、農地の権利取得と同時に認定を受けて認定新規就農者になるケースが想定されます。その場合における農地の取得は農業経営基盤強化促進法に基づく、権利設定の対象となるため、下限面積は適用されず、2ha未満であっても、要件を満たした場合、取得が可能でありますので、青年における新規就農対策として

別段面積を定める必要性は低い状況でございます。ただ、認定新規就農者の年齢は原則45歳未満となっており、中高年の新規就農対策の観点から考えた場合、有効策の一つとして別段面積の設定も考えられるところでございます。五役会議では、現在の下限面積2haを引き下げた場合、安定した所得が得られないこと、併せて、地区によっては農業経営の将来性が約束できないとの意見がございました。また、中高年における就農希望の状況ですが、本年も変わっていないため、現状として別段面積の設定は不要との結論に至りました。よって、令和2年も別段面積を設定せず、本町の下限面積を農地法で定める2haとしてよろしいかお諮りを致します。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
別段の面積は設定しないこととし、共和町全域における下限面積を2.0haとすることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、下限面積を2.0haとすることに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供について

○議長 次に、日程第7 議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○農地係長 (議案第3号、議案書を朗読)

平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、その代わりに1年ごとに各市町村における農地の賃貸借に係る賃借料のデータをまとめ、賃借料情報として提供することになったことに伴い、平成22年から本町農業委員会として、標準小作料の概念を引き継いだ形で参考賃借料を設定してございます。本年の賃借料情報と次年における参考賃借料を公表するため、総会の決定を求めるものでございます。それでは、はじめに令和元年賃借料情報でございます。本年1月から11月までの間に契約のあった賃貸借を、田は5区分、畑は7区分に分類しております。田と畑の分類を簡単に申しますと、田は堀株川の本流や支流をベースに土壌によって分けられ、畑は地域をベースに分類しております。賃貸借において個々の契約を結ぶ際、価格の根拠としているものでございます。それぞれの区分で順に、本年の賃借料平均、該当データ件数、賃借料の最高額、最低額を記載してございます。なお、賃借料平均の1.7倍以上と、0.6倍以下の金額の特殊取引案件は、この賃借料情報のデータからは除外しております。また、畑の発足地帯中庸ですが、賃貸借の案件がなかったため、データが表されておられません。次に令和2年設定参考賃借料でございます。五役会議での協議に先立ち、先月の総会后、委員の皆さんにご意見を伺いましたが、特になかったこと

を踏まえ、賃借料情報並びに参考賃借料について、今週月曜日、16日の五役会議で協議を致しました。先程説明した今年の賃借料データでは、データ件数が少ない一部の区分を除き、昨年と大きな変動はみられませんでした。会議の中では、この参考賃借料をむやみに上げ下げするのではなく、出し手や受け手の状況や圃場の良し悪しなど、個々の案件ごとに担当委員の判断で賃借料の価格を調整してみても、といったご意見もいただいております。現時点では、田、畑ともに価格を上げ下げする要因はなく、受け手である担い手の農業者の状況を注視しつつ、様子を見ていくとの判断で、令和2年の参考賃借料については変更しないとの結論に至りました。よって、令和2年の参考賃借料は、田、畑全ての区分において、昨年と同額とし、令和元年賃借料情報並びに令和2年設定参考賃借料を1月発行の農業委員会だよりおよび共和町ホームページで公表してよろしいかお諮り致します。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

令和元年賃借料情報並びに、令和2年参考賃借料について、別紙のとおり公表することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、農地賃借料情報と参考賃借料について、別紙のとおり公表することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

これにて、令和元年第13回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 0 0 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年12月20日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員1番 菊池利昌 印

議事録署名委員19番 浦口義之 印